

雫石町教職員働き方改革プラン(令和5～7年度)

1. 趣旨

- ① 雫石町立小中学校教職員(以下、「教職員」)が健康的にやりがいをもって子どもたちに向き合うことのできる学校教育環境を整備し、子どもたちへのより質の高い学校教育の提供につなげる。
- ② 働き方改革の実現により、教職員のワークライフバランスを確保しながら、未来を担う子どもたちのために全力を注げる職場環境をつくっていく。
- ③ 教職員の多忙化解消に向けた各種取組を積極的に推進し、学校の取組支援と環境整備、健康確保に努めていく。

2. プランの位置づけ及び期間

学校における働き方改革を推進するため「岩手県教職員働き方改革プラン」を参酌し、雫石町教育委員会及び町立小中学校が実施する「教職員働き方改革」に向けた取組の方向性、目標、具体的な取組等を示したものです。なお、本プランは令和5年度(2023年度)から令和7年度(2025年度)までの3年間を実施期間とします。

3. 本町における教職員の長時間勤務の現状について

- 時間外勤務時間が月 80 時間以上の者 … 令和4年度 37 名、令和3年度 39 名 ※延べ人数にて集計
- “ ” 月 45 時間超の者 … 令和4年度 294 名、令和3年度 366 名 “
- “ ” 年 360 時間超の者 … 令和4年度 60 名、令和3年度 63 名 “

4. プランの目標

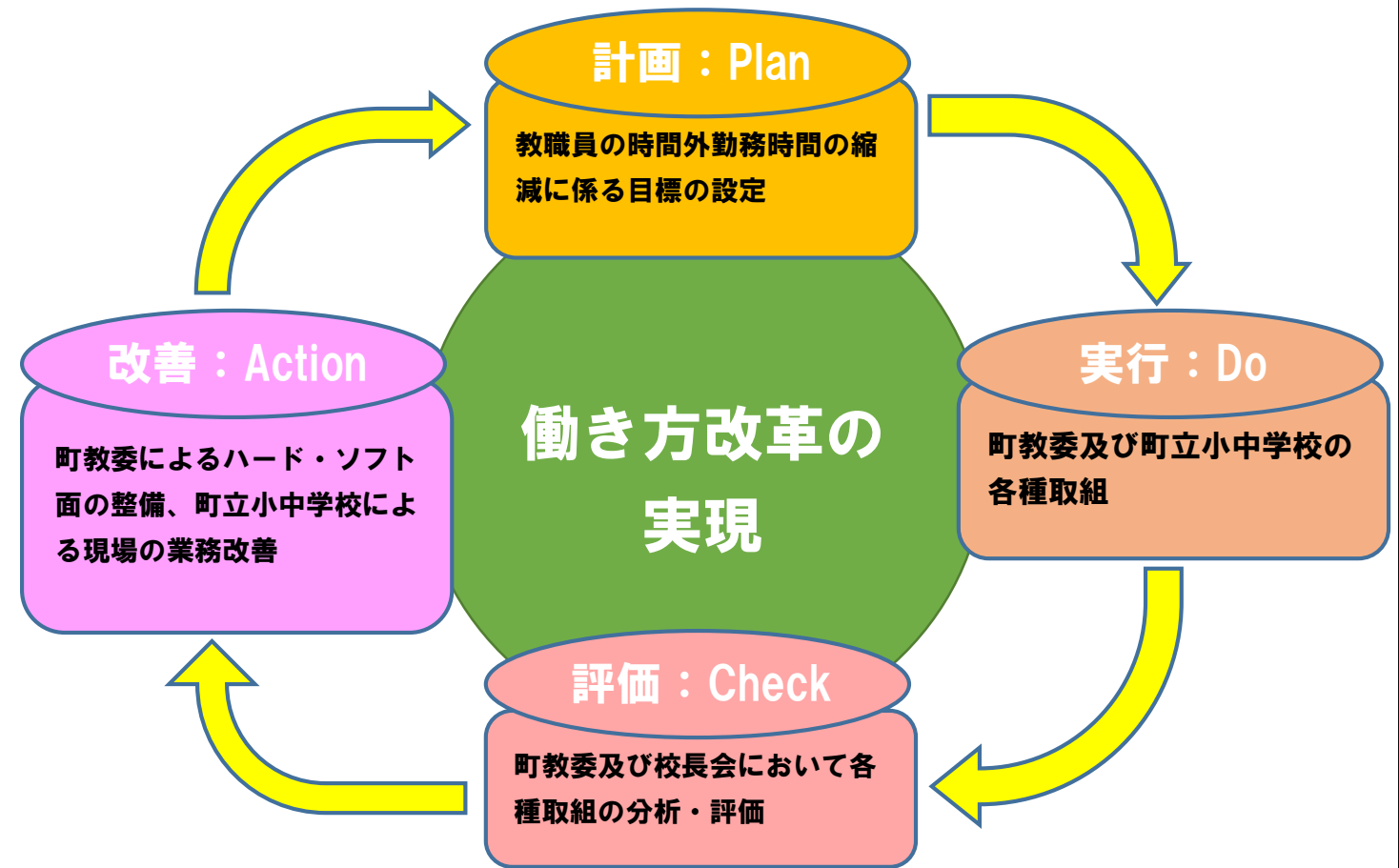
- 教職員の時間外勤務時間の縮減
 - (1) 時間外勤務時間が月 80 時間以上の者の割合をゼロにする。
 - (2) 時間外勤務時間(週休日の部活動指導従事時間を除く)が月 45 時間超、年 360 時間超の者を段階的に縮減し、令和7年度までにゼロにする。

5. 具体的な取組内容

取組の柱 その1 教職員の負担軽減の取組		
	①雫石町教育委員会の取組	②町立小中学校の取組
(1)「チームとしての学校」の推進	・ICT 支援員の各校巡回対応 ・学校支援員等の配置拡大 ・事務の共同処理の推進 ・地域学校協働活動推進員を窓口とした地域ボランティアの活用促進 ・スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置	・スクールカウンセラー等の専門スタッフの活用促進 ・加配等の有効活用
(2)教職員業務改善	・会議及び研修会並びに行事関連の精選と見直し ・報告事務の精選と軽減 ・統合型校務支援システムの導入準備(令和6年度から配置) ・学校給食費の公会計処理及び留守番電話機能の活用	・管理職が各教職員の勤務状況及び職務内容の把握と改善に努め、学校全体として取り組む
(3)部活動の適正な運営	・部活動指導員の配置 ・地域移行に向けた検討委員会開催 ・休養日(原則週当たり2日以上(平日1日以上、週末1日以上) ・活動時間(平日2時間程度、学校休業日は3時間程度)	・管理職が部活動担当教職員に対し、勤務時間を意識した取り組みをするよう啓発と徹底

取組の柱 その2 教職員の健康確保等の取組		
	①雫石町教育委員会の取組	②町立小中学校の取組
(1)勤務時間の適正管理	・タイムカード等による勤務時間把握 ・町独自の教職員勤務状況等調査(年1回実施) ・産業医による長時間勤務者の面接指導体制の整備 ・お盆、年末年始等の学校閉庁日の設定 ・労働基準法第36条における協定締結の推奨	・勤務時間の状況把握 ・産業医による長時間労働者の面接指導の推奨 ・労働基準法第36条における協定締結
(2)心とからだの健康対策	・ストレスチェックの実施(年2回実施、分析結果の公開) ・定期健診の実施 ・各がん検診の実施 ・産業医による高ストレス判定者への面接指導の利用促進	・教職員へ受診の徹底 ・自己管理意識の高揚
(3)衛生委員会の設置・運営	・学校教職員衛生委員会の開催(年2回) ・各学校衛生委員会の内容把握及び情報共有	・学校衛生委員会の開催

6. 推進体制



【プランの推進について】

毎年度、PDCA サイクル(計画: Plan、実行: Do、評価: Check、改善: Action)の考え方にに基づき、町教委及び町立小中学校長会において「5 具体的な取組内容」で掲げた各学校及び教職員による取組の進捗状況の把握や目標達成状況の分析・評価を行い、必要に応じ、目標及び具体的な取組の見直しや、町教委によるハード及びソフト面の整備並びに学校における業務改善を行いながら、本プランを着実に推進し、教職員の働き方改革を実現していきます。